

## 公益財団法人日本スポーツ施設協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。参考URL:<http://www.jp-sfa.or.jp>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・令和4年度からスタートした今後5年間で国等が取り組むべき施策や目標等を定めた「第3期スポーツ基本計画」に、本協会の名称とともに役割が明記された事項やその他関連する事項について、国や関係団体との連携・協力の下、取組を進めるとともに、スポーツを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、わが国の体育・スポーツ施設の在り方や体育・スポーツ施設に関連する様々な課題対応をも念頭に、定款に定める既存事業の更なる充実と協会内で抽出した今後の組織運営等に関する課題の解決に向けて、各年度の事業計画・収支予算に盛り込み実施していく。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・評議員、役員、職員及び加盟団体については、法令を遵守するために必要な規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款をはじめ、法人の運営に関して必要となる各種規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・法人の業務に関する各種規程等を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・法人の役職員の報酬等に関する各種規程等を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・定款において協会の資産・会計について定めている他、法人の財産に関する各種規程を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・加盟金、年会費、公認資格者の登録範囲・手続き等、財政的基盤を整えるための規程を整備している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・役職員を対象に、コンプライアンスについての理解を深めるためのセミナー・研修会に参加している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	公認資格者養成講習会及び資格更新のカリキュラムにおいて、コンプライアンスに関する内容を含めた資格者養成を行っている。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・会計事務所により、毎月、定期的な財務チェックや指導のもと会計処理を行うとともに、適切な財務・経理報告を公表している。 ・監事を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・助成元における要項などの定めに従って、適切に処理をしている。
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧可能な体制を整備している。 ・事業・決算報告書、各種規程等をHPで開示している。 < <a href="https://www9.jp-sfa.jp/work">https://www9.jp-sfa.jp/work</a> >

原則	自己説明項目	自己説明
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・協会では、代表選手を選考することがないため、この項目は該当しない。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・協会のGC遵守状況を令和6年3月22日にHPで公表した。 < <a href="https://www9.jp-sfa.jp/work">https://www9.jp-sfa.jp/work</a> >